

自然再生協議会を通じて、 自然再生の活動に取り組んでみませんか？

自然再生 失われた自然を、地域の人たちの手で取り戻す取組

■自然再生とは

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的として、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、特定非営利活動法人、自然環境に関し専門知識を有する者等の地域の多様な主体が参加して、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林その他の自然環境を保全し、再生し、若しくは創出し、又はその状態を維持管理すること。

(自然再生推進法第2条)

良好な自然環境が現存している場所においてその状態を積極的に維持する行為

保全

再生

自然環境が損なわれた地域や二次的自然環境が劣化した地域において自然環境を取り戻すこと

河川、湿原、干潟、
藻場、里山、里地、森林、
その他の自然環境
が対象

都市など自然環境が失われた地域において緑の空間の造成などにより、地域の自然生

創出

維持
管理

再生された自然環境を維持するために必要な管理を行うこと

■自然再生協議会とは

自然再生協議会は、地域の自然再生に関心や関わりを持つ様々な主体が参加して、地域の将来像について合意形成を図るための協議を行い、それぞれの参加者が連携協力しながら自然再生の取組を推進することを目的とした集まりです。

自然再生協議会では、地域の自然再生に活動に参加しようとする人すべてが、共通の目標のもとで対等な立場で話し合うことができるなど、地域に根ざした幅広い取組を進めることができます。